

西郷村の人口及世帯数  
(49.7.1現在)

世帯数	2,544
人口	10,790
男	5,340
女	5,450



発行所  
西郷村役場  
(電話02482)  
白河(5)2121(代表)  
編集発行  
企画開発課  
印刷所  
ワタベ印刷所



(村有地村火における現地調査風景)

国立少年自然の家、実質的な調査に入る

—文部省から調査団—

学制発布百年の記念事業として文部省は四ヶ年計画で「国立少年自然の家」を全国に約十ヶ所建設する構想でありまして、高知県室戸、長崎県諫早、宮城県栗駒北海道日高の四ヶ所に加えて西郷村の甲子高原に建設が決定されたことは既報の通りですが、いよいよ実施計画策定の為に各省庁の現地調査が実施されています。

五月初旬の文部省社会教育局の調査には国立中央青年の家西村所長、全国子供会連合会の末吉局長を始め関係者による現地調査が地形、地質、水利、路線計画等、専門的な基礎調査が実施されました。

国立少年自然の家は総事業費約十五億三千万円を投じ昭和五十年四月から二ヶ年計画で工事が進められ四百人の宿泊施設や研修施設、又は体育館、遊歩道、サイクリングロード、キャンプ等の諸施設が建設され、昭和五十二年四月には那須連峰の裾野にひろがる牧歌的詩情にあふれる壮麗雄大な西郷の甲子にその雄姿を現すことでしょう。





(登山整備作業に汗を流す)



(作業が終ってチョット、イップク)

# 夏山シーズンに ことしも登山道を整備

本格的な夏山シーズンに備え、那須・甲子縦走コース登山道整備作業が、六月二十七日、消防団員等により行なわれました。

那須・甲子縦走コースは東京に近いこと、シヤクナゲなどの高山植物が群生しているあたり一面に咲き乱

今年、消防団員三千人をはじめ、西郷山岳会、白河山岳会、白河営林署、白河警察署等あわせて三十七人が参加、那須・甲子縦走コース、甲子林道・甲子峠コース、那須・赤面コースの三班にわかれて作業が行われました。

一行は、それぞれのコースをおおっているササを刈り払ったり、樹木の枝を払って整備作業に汗を流しました。

## 白河消防西郷分署 より火災発生時の サイレン吹鳴に ついて

このたび西郷分署では庁舎望楼の上部にあるサイレンを吹鳴することになりました。そこで附近の住民の方々は始め、聞き馴れないサイレン吹鳴に驚くかと思いますが、火災早期連絡の手段である旨、御理解願いたいと思います。

火災の際のサイレンは、五秒間吹鳴、六秒間吹鳴中止を三声します。

## 国民健康保険 加入の皆さんへ

村では昭和四十九年七月一日より国民健康保険の被保険者に対し、左記の内容により高額療養費支給制度の実施を行いますので該当する場合は支給申請の手続きをされるようお知らせ致します。

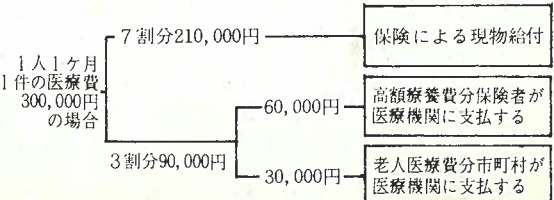
① 制度の趣旨  
医療機関の受診に際して高額な自己負担を必要とする国民健康保険の被保険者に対し、一定額以上は保険で負担し、被保険者の負担の

軽減をはかるものである。  
② 制度の内容  
イ、一人の被保険者が同じ月内に同じ医療機関(入院と通院と歯科は別)において、その医療機関に支払った保険診療の自己負担金が三万円をこえるときに支給される。

ロ、高額療養費の対象となるのは保険診療分だけであり、保険診療外のもので特別室料、歯科で認められている差額徴収等は対象とならない。  
ハ、医療機関から出される診療報酬請求明細書によって支払うので、実際に支払われるのは診療を受けた月から二ヶ月程度後になる。  
ニ、老人医療費等国が実施している公費負担医療については、医療機関における窓口での取扱いは今までと何ら変わらないものであり、窓口払いなしで行われる。  
③ 手続きの方法は、一ヶ月に三万円以上の自己負担金を支払った場合、医療機関より発行される受領証と印係に高額療養費支給申請の続きをする。

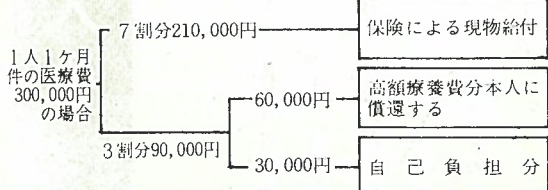
⑤ 高額療養費の支給例。  
イ、普通の場合の例  
1人1ヶ月の医療費300,000円の場合  
7割分210,000円 — 保険による現物給付  
60,000円 — 高額療養費分本人に償還する  
30,000円 — 自己負担分  
3割分90,000円

### ロ、老人医療費の場合の例



### 5. 高額療養費の支給例

#### イ、普通の場合の例





### 各課紹介

#### 〔教育委員会 学校教育課〕

行政機関として村長部局より独立した執行機関として教育委員会があり教育長の下に学校教育と社会教育があります。

今回は学校教育についてのみ紹介いたします。

学校教育課は皆さんのお子さんが良い環境のもとに設備の充実に心掛けております。次に業務の内容について紹介いたします。

- 教育長 小針茂二
- 学校教育課長 白岩誘作
- 学校教育係長 (七名) 鈴木森雄

- 教育長秘書事務
- 公文書の受付や発送
- 規則、訓令等の公布又は公表に関する事
- 陳情請願に関する事
- 予算の編成、執行に関する事
- 公立学校共済組合等に関する事
- 奨学資金に関する事
- 教育財産の取得及び用途廃止に関する事
- 教育財産の管理に関する事
- 学校の建物の営繕保全計画に関する事

- 義務教育諸学校施設費国庫負担法に基づく事務に関する事
- 教職員の給与与任免分限懲戒その他の人事の内申及び服務に関する事
- 通学区域に関する事
- 学令児童生徒の就学事務に関する事
- 教科書その他教材に関する事
- 教育課程学習指導職業指導に関する事
- 学校環境衛生に関する事
- 学校の物品購入に関する事
- 学校給食に関する事
- 教職員児童生徒の保健、安全に関する事
- 教職員の研修に関する事
- 学校その他の教育機関との連絡調整に関する事
- スクールバスに関する事

### ご芳志のかずかず

追原の佐藤富洋氏は、交通安全のために役立ててほしいと二万円を寄付されました。

村では、このお金をもとに「とび出し注意」スプレッド出すなどの二種類の標識を追原部落に設置しました。

これには、地区住民から交通事故の多い時代でもあり、大変感謝されています。

## 第三章 生業

### 民族資料報告から (18)

#### 第一節 農業概説

西白河郡誌を見ると明治三十六年の農家人口の総人口に対する割合は八割七分四十二年には八割六分、昭和三十一年にいたってさえ西郷村の農家人口は七割四分を占めていたことから考

にして記述してみることにした。

この土地に稲作がいつから行なわれていたかはつまりかにはないが、白河風土記によってみても、また近く棚倉の都々古別八槻の神社の祭に(して)みても、ずいぶん古くから行なわれていたと思われる。往古のことは知るよしもないので、土地の古老から口伝えに語り継がれ、今でも行なわれていることを次に述べる。

稲の品種は今から五、六〇年前まではほとんどが芒のある稲が作られていた。その芒の色によつて、白ワセ、赤ワセ、中生稲ではカサマ、晩生ではハンジヨウコク、ブンゴというような品種が種として栽培されていた。モチ稲としては中生でオノブモチと、善光寺モチというのが栽培されていたようである。全体的に見て芒のあるものは凶作に強いといふので、この地方では有芒種が多く栽培されてきたようである。この頃の稲は縦すじの深いものが多かったようである。そして赤種のもの(芒の赤い品種)が多く、赤……と呼ばれるような品種が作られていた。この赤い芒のある稲は後で扱いて玄米にして、米肌が赤味をおびていたものが多くあったという。このような稲の品種はどこから、誰によつて運びこまれたかという、富山の薬屋が持つて来たとか、千歯売りが栃木県地方から持つて来た、あるいは出羽三山参りに行つたり、飯豊山参りに行つたり、その附近で作られている稲の中で特に稔りのよい稲を抜き取り、持ち帰つてこれをもととして栽培を始めたもの等が多かつたようだとはいへる。それでよく人の名前などがついているが、これはその種籾を持つて来た人の名前なのである。明治三十八年の凶作以後はこの稲の品種は多く外から入つて来て、全く入れ替つたと思われる。相馬あたりの方が無芒種を持ち込んだので、ホーズなどという無芒種もこの頃からぼつぼつ作られるようになった。

さて稲作の状況を地形的に見ると、その分布は羽太柏野、米方部と、鶴生、熊倉方部、そして追原、折口原上下、新田と三つに大別することができるようである。そこで以下に上羽太、虫笠方部と追原方部を対象

にして記述してみることにした。

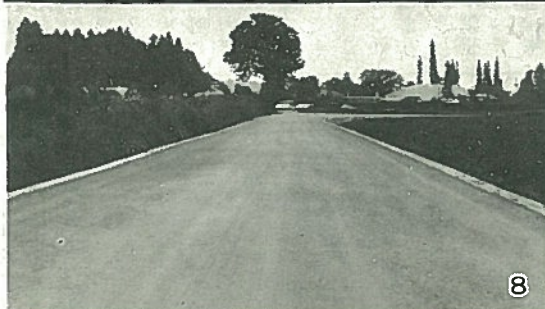
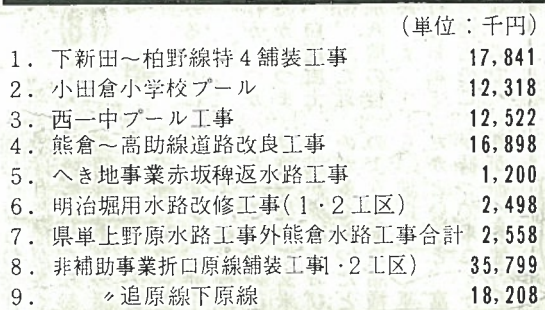
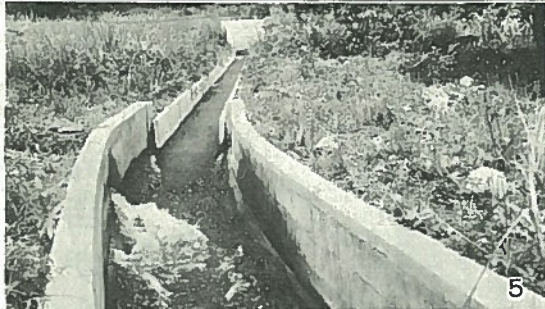
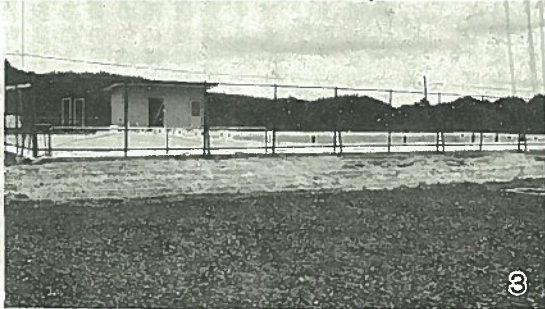
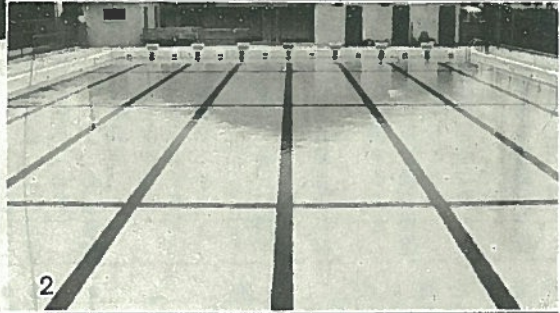
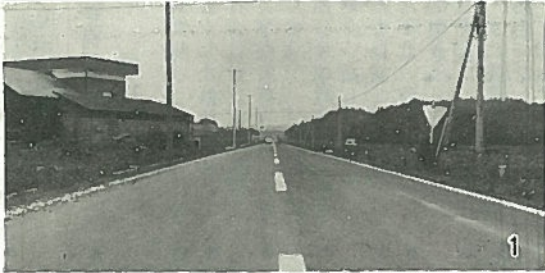
強いといふので、この地方では有芒種が多く栽培されてきたようである。この頃の稲は縦すじの深いものが多かったようである。そして赤種のもの(芒の赤い品種)が多く、赤……と呼ばれるような品種が作られていた。この赤い芒のある稲は後で扱いて玄米にして、米肌が赤味をおびていたものが多くあったという。このような稲の品種はどこから、誰によつて運びこまれたかという、富山の薬屋が持つて来たとか、千歯売りが栃木県地方から持つて来た、あるいは出羽三山参りに行つたり、飯豊山参りに行つたり、その附近で作られている稲の中で特に稔りのよい稲を抜き取り、持ち帰つてこれをもととして栽培を始めたもの等が多かつたようだとはいへる。それでよく人の名前などがついているが、これはその種籾を持つて来た人の名前なのである。明治三十八年の凶作以後はこの稲の品種は多く外から入つて来て、全く入れ替つたと思われる。相馬あたりの方が無芒種を持ち込んだので、ホーズなどという無芒種もこの頃からぼつぼつ作られるようになった。

水田除草	1日	2,000円	同上	同上
稲刈(バインダー)	10a当り	4,000円	結束資材持込み	1日工程40aとし
稲刈(手刈)	1日	2,000円	男女同額とする 賄 2食付	8時間基準とし超過賃金 1時間当り312円とする
脱穀調整 (ハーベスター使用)	1時間当り	3,000円	機械持込み	1日工程60aとし
脱穀調整	1日	2,000円	賄 1食付	8時間基準とし超過賃金 1時間当り312円とする
一般畑作業	1日	2,000円	男女同額とし 賄 女	同上

農家各位殿  
西郷村農業委員会  
昭和四十九年四月一日



# 事業完成紹介

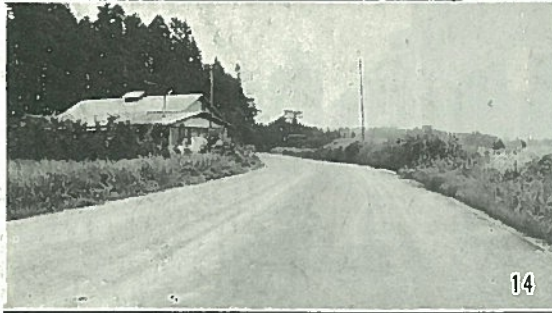
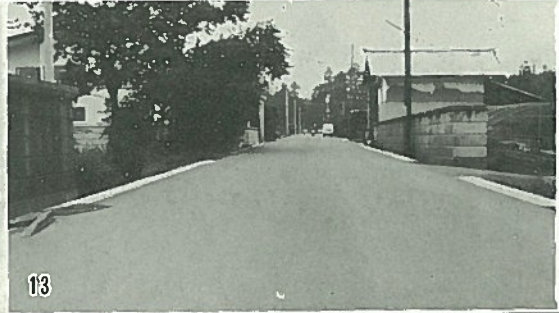
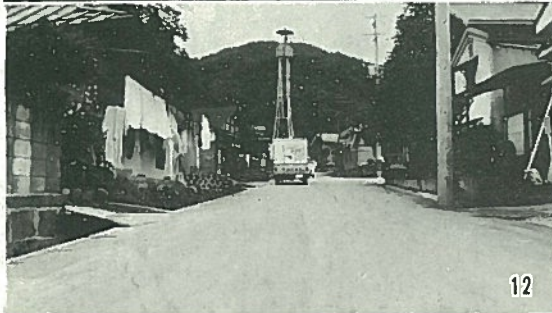
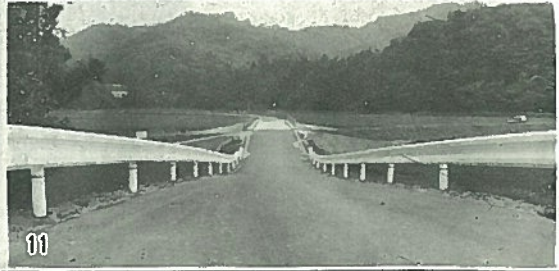


(単位：千円)

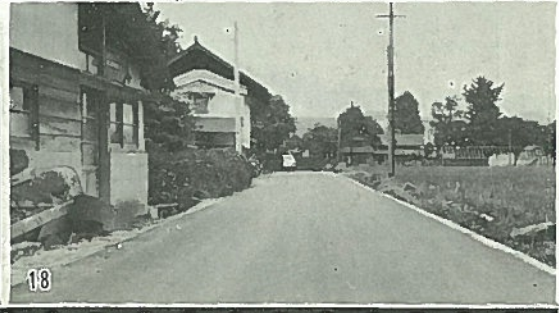
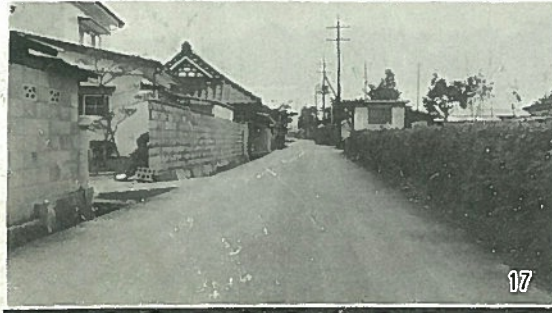
- 1. 下新田～柏野線特4舗装工事 17,841
- 2. 小田倉小学校プール 12,318
- 3. 西一中プール工事 12,522
- 4. 熊倉～高助線道路改良工事 16,898
- 5. へき地事業赤坂稗返水路工事 1,200
- 6. 明治堀用水路改修工事(1・2工区) 2,498
- 7. 県単上野原水路工事外熊倉水路工事合計 2,558
- 8. 非補助事業折口原線舗装工事(2工区) 35,799
- 9. 追原線下原線 18,208



# 昭和48年度



10.	非補助事業原中下線舗装工事	9,745
11.	中羽太	6,932
12.	長坂	6,653
13.	上新田	7,472
14.	折口下	14,119
15.	真船	11,035
16.	間の原・楳山	18,829
17.	谷地中	3,870
18.	米	18,829







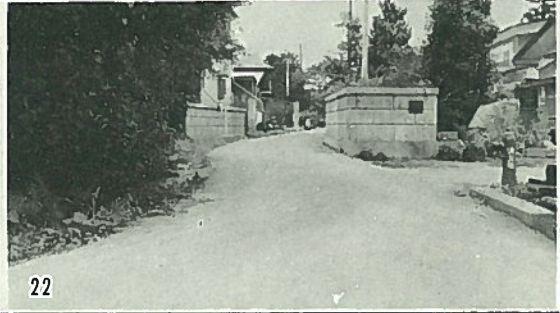
19



20



21



22



23



24

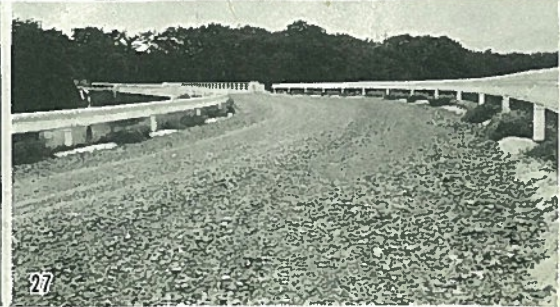
- 19. 非補助事業山下線舗装工事 7,443
- 20. 非補助事業田土ヶ入線 12,970
- 21. 村単南羽太線舗装工事 1,690
- 22. 村単柏野～赤洲線舗装工事 1,890
- 23. 村単山 下線舗装工事 500
- 24. 村単下新田中線・駅前線・オーバレー 6,100
- 25. 村単鶴生～白河線 舗装工事 4,312
- 26. 村単黒川線舗装工事 3,100
- 27. 追原羽鳥線道路改良(1・2工区) 17,690



25



26

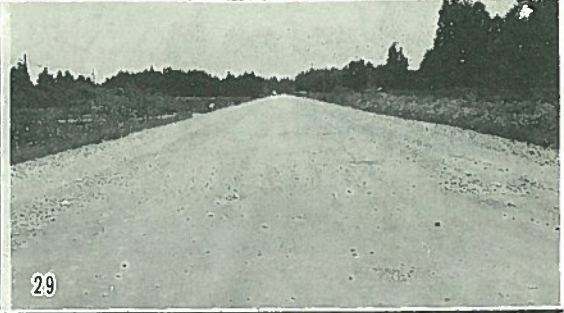


27

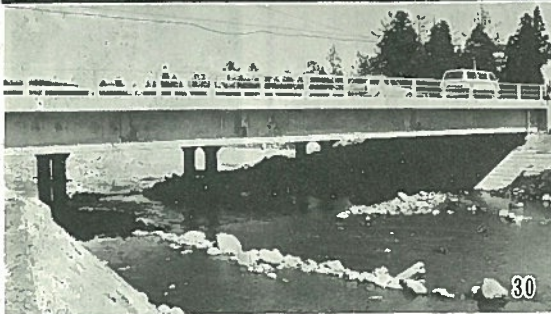




28



29



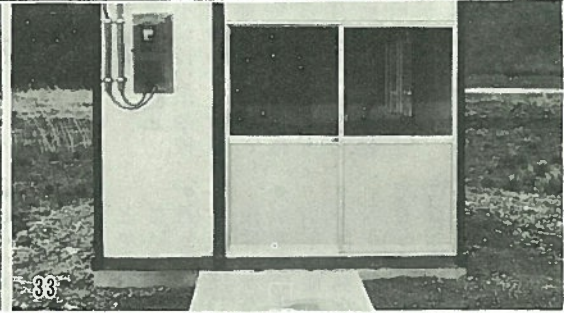
30



31

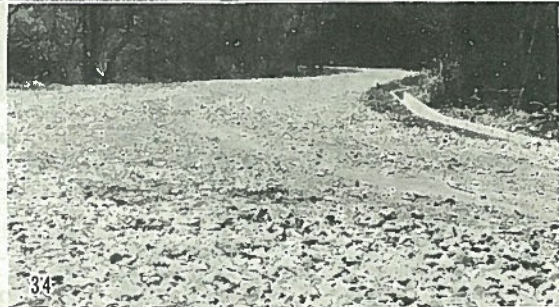


32

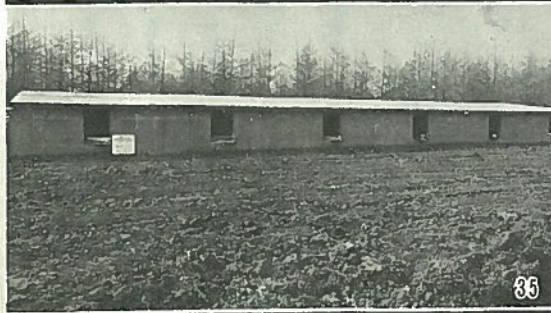


33

- 28. 折口原農道整備事業工事 3,111
- 29. 原中四ツ間線改良(1・2・3工区) 41,423
- 30. 谷津田橋架換(上部、下部)工事 10,818
- 31. 熊倉小フェンス工事 500
- 32. みやま荘温泉プール補修、フェンス工事 5,728
- 33. 簡易水道臨時水源増設工事 6,440
- 34. 林業構造改善事業 13,681
- 35. 山村特対事業由井ガ原浦日向酪友会 1,119
- 36. 山村特対事業馬々坂養蚕組合 1,038



34



35



36





# 夏の事故防止運動実施中

## 交通事故防止村民総ぐるみ運動(七月二十日)

### 子供の事故防止運動(七月一日)

例年交通事故が多い夏期をとらえ、運転者の気のゆるみや疲労による交通事故の防止と、夏休み中のこどもの交通事故防止を中心に、関係機関、団体が一体となり、すべての県民に交通安全思想の周知徹底をはかり、正しい交通ルールとモラルの実践を習慣づけることにより、悲惨な交通事故を防止することを目的とするものです。

- この時期は、暑さや睡眠不足による過労運転、レジャー、墓参、帰省時におけるスピードの出しすぎや無理な追越し、夏祭り、お盆等飲酒の機会が多くなることによる酒のみ運転等これら無謀運転に伴う重大交通事故が多発しているため、これが防止の徹底をはかるため、次の事項を推進することにします。
- ▽過労運転、無謀運転の防止。
- ▽安全運転管理の適正化。
- ▽街頭車両点検の実施。
- ▽行楽等に伴う安全運転の確保。
- ▽無謀運転に対する監視通

- 報の強化。
- ▽街頭指導取締りの強化。
- ▽初心運転者等に対する安全運転の講習。
- ▽交通事故防止コンクールの実施。
- ▽踏切事故防止コンクールの実施。
- ▽踏切事故防止の徹底。
- ▽ヘルメット及びシートベルト着用指導。
- ▽高校生等の二輪車安全運転指導。
- こどもと老人の交通事故防止
- ▽幼稚園、小学校、中学校高等学校等においては、夏休みに入る前に交通講話の実施、交通安全教室の開催、父兄に対する注意書等の配付により、夏休み中の登校日、クラブ活動、校外補習の機会を利用し、交通安全の指導を行う。
- ▽「幼児交通安全クラブ」の結成促進と育成強化。
- ▽家庭における交通安全のしつけの徹底。

- ▽こどもの遊び場の確保。
- ▽こどもに対する自転車の安全な乗り方の徹底。
- ▽老人の交通安全教育の徹底。
- ▽愛の一声運動の推進。
- こどもの事故防止として夏休み中に子どもが、元気で明るく、事故のない生活を送るよう関係機関、団体および県民すべてが積極的に協力し、地域ぐるみ

## 水泳の事故をなくそう

- みんなが守ろう
- ①水泳を始める前に
  - からだの弱い人、重い病気などした人は医師にみてもらい、指示を受ける。
  - 熱があつたり、頭や腹などからだの悪い時は泳がない。
  - 酒を飲んだ後、満腹のとき、はげしい運動をした後は泳がない。
  - 水泳場の注意、監視者の指示に従う。
  - 準備運動をしてから水に入る。最初からとびこんだりしない。
- ②練習中の注意
  - プールサイドをはしり回らない。
  - 自分の力に応じた所で泳ぐ。
- 仲間といっしょに泳ぎ、たがいに監視しあう。
- いつも正しいフォームで泳ぐようにし、ふざけて他人にめいわくをかけるい。
- おぼれるまねをしない。
- けいれんがおこつたら、顔をつけて浮きその場所の筋肉を伸ばすようにする。動けないときは仰向きに浮いて近くの人や監視の人をよぶ。
- とびこむときには、水の深さや水中にあぶないものがないかたしかめる。
- ③水からあがったら
  - きれいな水で眼を洗い、耳の水を出す。
  - みんなそろって帰る。

## 愛犬五力条

- ①登録と予防注射はお済みですか。犬とご自分を守るために必ず受けましょう。
- ②あなたの飼い犬は他人に迷惑をかけていませんか。責任のある飼い方をしましょう。
- ③どの犬でも咬むと きがある。家族みんなで可愛がりましょう。
- ④首輪や、くさりは古くなつていませんか。丈夫なひもを使いましょう。
- ⑤あなたの犬は運動不足や病気にかかっていませんか。適度の運動と健康に注意しましょう。



夏休み来る⑥  
こどもを事故から  
まもりましょう



# 正しく遊んで楽しい花火

## 遊ぶときの注意

- 花火、特に平玉、差玉をほぐして遊ぶことは危険なのでやめてはいけません。
- たくさんの花火を一度に火をつけないようにしましょう。
- 花火を人や家に向けたりもえやすい物のある場所で遊ばないようにしましょう。
- 風の強いときは花火遊びはやめましょう。
- 吹出し、打上げなど筒物花火は途中で火が消えても筒をのぞいてはいけません。
- 花火をポケットに入れないようにしましょう。
- なるべく大人といっしょに遊びましょう。
- 花火に書いてある遊び方を良く読んで必ず守りましょう。

## 夏休み

### 来る①

花火あそびは  
おとながつき  
そつて



# 農繁期の防犯運動

## 多い子供の水死事故

- 悲慘な子供の水死事故を防ぐには、
- 幼児からは、目を離さないで注意して下さい。
- 魚とりや水遊びには、一人では絶対に行かせないで下さい。
- 雨あがりなど川が増水している時には、行かせないよう不断から教えこんでいて下さい。
- おそろしい農薬
- 農薬の毒性と使用方法をよく勉強し、身につけておくこと。
- 特定毒物であるポリドールメタシストック等は、個人保管や個人使用は、絶対にしてはいけないこと。
- 毒物劇物に指定されている農薬を散布した田畑には必ず標識をつけておくこと。
- 農薬散布の場合はマスク手袋等で身体を覆い、肌を露出しないこと。
- 指定されている濃度以上では、絶対に使用しないで。
- 体調の悪い時は、使用を避けること。
- 個人で保管することのできる農薬でも、みだりに放置しておかないこと。
- その都度必ず保管箱やロッカーなどに入れ鍵をかけた他人が自由に出入り入れできないようにしておくこと。
- 農薬の入っていた空びん、空かん等を川に流したり、その辺に捨てたりしないで必ず土の中に深く埋めること。
- あき巣ねらい
- 留守にする場合、性能のよい錠補助錠をかける習慣をつけましょう。
- 警報機、防犯ベルなど機械化防犯を促進しましょう。
- 隣の家に声をかけ留守の用心を依頼しましょう。
- 不審な人には、用件を尋ねるなどスキを与えないようにしましょう。
- 一見して、留守であることが判らないように工夫しましょう。
- 不幸にして被害にかかったら現場をそのままにしてすぐ一〇番しましょう。

## 3. 簡単な見分け方

	×種えてわるいけし	○種えてよいけし
わか目で実際に栽培されている品種	ソムニフェルム種 一貫種…花は白色、一重厚生大団の形を受けて、あていんけしの大部分がこれに属する。 トルコ種 園芸家種…一重咲のはかに八重咲あり、花色は白、赤、桃、紫等及びこれらの組合せがあり、間違えて種えられていることが多い。 セティゲルム種	ひなげし おひげし その他 觀賞用として栽培され、一重咲、八重咲があり、花色は白、桃、橙々、紫、赤、紫等及びこれらの組合せがある。
特色と見分け方	(1) 全面にろう頁をもっているためつばい緑色をしている。 (2) 草丈が大きく1m以上になる。 (3) 葉が太く、しっかりしている。 (4) 無毛である。あっても極めて少ない。 (5) 葉は全体に葉の上の方までついている。 (6) 葉が大きく長楕円形でまわりの切れ込みが浅い。 (7) 葉は無毛で、つけ根が葉を抱き込んでおり、特に葉の上の方から出ている葉は心臓形で、深く葉を抱いている。	(1) 緑色をしている。 (2) 草丈が低く80-90cmまでである。 (3) 全葉が弱々しい感じである。 (4) 全葉に粗毛が生えている。 (5) 葉は葉の下の方に密生している。 (6) 葉は羽状で、深く裂けている。 (7) 葉の下の方から出ている葉は葉病をもっている。

我が国では「アヘン法」対象になつて栽培が禁止されている「ソムニフェルム種」及び「カテイゲルム種」の外に園芸用に主として「ひなげし」等が栽培されています。



## 作つてよいけし わるいけし

### 移動交通事故相談所の開設について

交通事故被害者救済センター  
相談員 県交通事故相談員  
笠原利作、佐藤誠治  
内容 交通事故による賠償問題、更生問題等の諸問題についての指導の助言。

場所 西郷村生活改善

日時 昭和49年8月22日 午前9時から15時

対策の一環として次のように相談所を開設しますからどしどし御利用下さい。



# お知らせ

## 『太陽の国』

### 救護ホームからのお知らせ

このたび西郷村地内の太陽の国に福祉施設として、地域の皆さんのご協力により救護ホーム「からまつ荘」が五月一日オープンしました。

乾燥室、入浴場、食堂などがあり、機械室、倉庫、車庫などで、建物の総面積は二、四四二平方メートルとなっております。

この施設は、身体及び精神に著しい欠陥があるため独立して日常生活を営むことが困難なものを収容保護し、生活保護法によつて健康で明るく規則正しい生活ができるよう日常生活指導と介護を目的として運営されています。収容定員は一五〇名であります。地域の皆さま方の深いご理解とご協力を賜り、お力添えを、いただきまして、更に充実したものに努めて参りますのでよろしくお願いいたします。

建設地は奥有地の芝原地内で、緑につつまれま誠に環境の良いところです。この「からまつ荘」の敷地は七〇〇平方メートルで、平屋建の管理棟を中心にして左右に二階建の収容棟が二棟ありますが、その外に中央部分に集会場、医務室、洗濯室、中央寮母室

真船字芝原三四一番地  
(電話五一二五一)  
福島県からまつ荘



(救護ホームからまつ荘)

### 救急車の正しい利用方法について

西郷消防分署に救急車が配置されて救急業務を開始してから、はや八カ月が過ぎましたが、救急車の出勤回数には昭和四十九年四月三十日現在で五十四回のうち交通事故二十七回、急病十五回、労働災害七回、一般負傷一回、その他四回となっております。



ことは、特に急病などの場合、タクシーがわりに救急車が利用されることがあつたりしたことです。救急車で現場へ行ってみると患者はケロッとした顔をして自分からさっさと救急車に乗る。こんな時は救急車での搬送を拒むこともありませう。この救急法でいう救急車が利用できる時というのは「救急車で搬送しなければ生命に危険をおよぼすと認められる緊急の事故となつてくるからです。もしこの様な時、別の事故等が発生した場合、救急車で患者をすみやかに病院に搬送することができず助かる命も助からなくなるのです。ですから自分の家の車又はタクシー等で運べる場合はなるべく救急車の出勤要請をしないよう心がけて下さい。

みんなの救急車はみんなが救急車の正しい利用方法を理解してこそ意義のあるものになるものと思ひます。尚、消防署に救急車の出勤要請をされる場合には、場所と患者の状態をくわしくお知らせ下さい。皆様の御協力をお願いします。火事と救急は一一九有線放送の場合は二七九九へ」

# 六月の行事報告

- 曜日 行事
- 1 ① 定例町村会、新甲子温泉KK総会、県南農業高度開発推進協定期総会
  - 2 ①
  - 3 ① 県農業構造改善対策協議事会
  - 4 ① 県都市計画協会総会
  - 5 ① 県市町村長会議、県農業構造改善対策協議会、台下簡易水道増水工事入札
  - 6 ① 県南地域重点事業陳情(県へ)第一寿会総会
  - 7 ① 県輸送通信対策協議会
  - 8 ① 川谷寿会総会
  - 9 ① 第二寿会総会
  - 10 ① 全国国土調査協総会
  - 11 ① 消防幹部研修旅行、第四回臨時議会、赤面山総合開発KK定例取締役会
  - 12 ① 県治水・砂防協会総会、身障者体育大会、西白河視聴覚教育協総会
  - 13 ① 土地改良連合会総会、県農業会議、西郷村山岳会総会、交通安全協白河支部総会
  - 14 ① 白河地区防犯協会理事會
  - 15 ① 県南地域総合開発協議会総会
  - 16 ① アーチェリー協会競技會
  - 17 ① 防衛施設周辺対策事業陳情
  - 18 ① 国立少年自然の家室戸視察
  - 19 ① 棚倉地区林業経営協議會総会
  - 20 ① 議会財務委員会、厚生委員会
  - 21 ①
  - 22 ① 議会総務、財務委員会研修旅行
  - 23 ①
  - 24 ①
  - 25 ① 北海道大野町議会六名新幹線駅周辺整備視察来庁、農業委員会定例会、中央婦人学級開講式
  - 26 ①
  - 27 ① 高令者学級開講式、国保連言協議會、議委會員長會、那須甲子登山道整備
  - 28 ① 西郷村議会第二回定例会
  - 29 ①
  - 30 ①